

# 2023 年度税制改正（案）と 保険税務の最新動向

2023.2.11

（株）新日本保険新聞社

「保険税務のすべて」編集長

榊原正則

TEL 06-6225-0550

FAX 06-6225-0551

〒550-0004

大阪市西区靱本町1-5-15 第二富士ビル6F

Eメール [sakakibara@shinnihon-ins.co.jp](mailto:sakakibara@shinnihon-ins.co.jp)

HP <https://www.shinnihon-ins.co.jp>

# 1. 令和5年度税制改正（案）の主なポイント

※令和5年度税制改正大綱により作成

	主な改正項目と概要	適用時期
個人所得課税	<p><b>○NISAの抜本的拡充&amp;恒久化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。</li> <li>・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120万円に拡充する。</li> <li>・上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設け、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。</li> <li>・一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とする。</li> </ul> <p><b>○極めて高い水準の所得に対する負担の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講じる。</li> </ul> <p><b>○スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。</li> <li>・スタートアップへの再投資に係る非課税措置及び課税繰延べについては、創業者は事業実態が認められれば適用が受けられるようにするほか、プレシード・シード期のスタートアップに係る外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引き下げるなど、要件の緩和を行う。</li> </ul>	<p>令和6年1月から適用 ※令和5年末までに現行の「一般NISA」及び「つみたてNISA」において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用</p> <p>令和7年分以後の所得税について適用</p> <p>令和5年4月1日以降の再投資について適用</p>
資産課税	<p><b>○資産移転の時期の選択に係る中立的な税制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税制度税の見直し 相続時精算課税にも暦年課税の基礎控除とは別途、同水準（110万円）の非課税枠を創設。</li> <li>・相続開始前贈与の加算期間の見直し 暦年課税の持ち戻し加算期間を7年（現行：3年）に延長し、延長4年分の贈与については総額100万円を控除。</li> <li>・教育資金の非課税措置、結婚・子育て資金の非課税措置 節税防止の措置を講じて適用期限を延長。</li> </ul> <p><b>○医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとした上で、認定期限を延長。</li> </ul>	<p>令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用</p> <p>令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用</p> <p>教育資金は適用期限を3年、結婚・子育て資金は2年延長</p> <p>令和8年12月31日まで3年3か月延長</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法人課税</p>	<p>○スタートアップ・エコシステムの抜本強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有する株式の売却益を起業やスタートアップへの再投資に充てた場合の非課税制度を創設</li> <li>・オープンイノベーション促進税制の対象に既存株式を加え、M&amp;Aにも適用できるように</li> </ul> <p>○研究開発税制のインセンティブ強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の研究開発促進税制のインセンティブを強化、延長</li> <li>・オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を拡充</li> </ul> <p>○中小企業税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者に係る軽減税率の特例の延長</li> <li>・投資促進税制について、対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外（所得税も同様）し、適用期限を延長</li> </ul>	<p>適用期限を3年延長</p> <p>適用期限を2年延長</p> <p>適用期限を2年延長</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消費課税</p>	<p>○インボイス制度の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。</li> <li>・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p>	<p>○給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄</li> <li>② 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄</li> </ol> <p>○金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中の企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和7年度末まで）延長する。</p> <p>○課税・徴収関係の整備・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告義務を認識していなかったとは言い難い高額な無申告に対し、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げる。</li> <li>・連年にわたって繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を10%加重する措置を講ずる。</li> </ul> <p>○防衛力強化にかかる財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛費増額に合わせ、法人税の付加税、所得税の付加税、たばこ税増税で令和9年度に年1兆円強の財源を確保</li> <li>・実施は令和6年以降の適切な時期</li> </ul>	<p>令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用</p> <p>適用期限を3年延長</p> <p>令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用</p>

## ■個人所得課税

### 1. NISA制度の恒久化と投資枠拡大

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

- (1) 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。
- (2) 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、年間投資上限額を120万円に拡充する。
- (3) 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設け、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。
- (4) 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とする。
- (5) 現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了するが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の外枠で、現行の取扱いを継続する。

#### (適用)

令和6年1月1日以後のつみたて投資枠、成長投資枠から適用。

	現 行（いずれか選択）	
	つみたてNISA	一般NISA
年間投資上限額	40万円	120万円
非課税保有期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	令和19年まで	令和5年まで
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託等 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)	上場株式・公募株式投資信託等
対象年齢	20歳以上（令和5年1月以降は18歳以上）	

	改正案（併用可）	
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）	
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円	
		1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)	上場株式・公募株式投資信託等 ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞らざる観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用	
対象年齢	18歳以上	

## ■ N I S A の抜本的拡充・恒久化について（令和5年度税制改正の基本的考え方等より抜粋）

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、N I S A 制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、N I S A 制度を恒久的な措置とする。

あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、現行のつみたて N I S A の水準（年間 40 万円）の 3 倍となる 120 万円まで拡充する。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般 N I S A の役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般 N I S A の水準（年間 120 万円）の 2 倍となる 240 万円まで拡充する。これにより、年間投資上限額の合計は 360 万円となり、英国 I S A（約 335 万円）を上回る規模が実現する。

一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、生涯にわたる非課税限度額を設定することとする。

その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたて N I S A の水準（800 万円）から倍増以上となる 1,800 万円とする。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般 N I S A の水準（600 万円）の 2 倍となる 1,200 万円とする。

N I S A 制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レベル投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である。

なお、現行の一般 N I S A 及びつみたて N I S A については、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続する。

今回の N I S A 制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって、将来にわたり家計による継続的な投資につながるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会に恵まれない方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待される。

## 2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

### 【背景】

高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で所得税の負担率が低下するという逆転現象が生じていた。給与等は高額になるほど税率が上がる累進制の課税である一方、株式等や土地建物の譲渡所得の売却益に対する税率は一律 15%であるため、株式等の譲渡が多いほど税負担が低くなる。

株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3 億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとする。

基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とする。

（注）周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用する。

（基準所得金額（注1）－3.3 億円）×22.5%が基準所得税額（注2）を超える場合は、差額金額に相当する所得税を課する。

（※1）基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（適用する特別控除額を控除した後の金額）をいう。

\* 申告不要制度とは、①確定申告を要しない配当所得等の特例及び②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例をいう。

（※2）基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいい、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税をいう。

なお、附帯税及び本内容により課される所得税の額を除く。

## ■資産課税

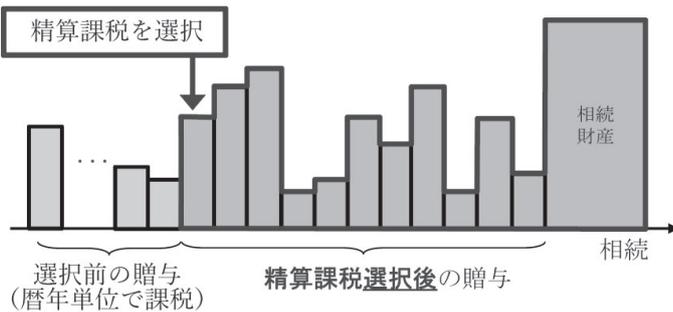
### 1. 相続時精算課税制度の見直し

#### 【相続時精算課税制度】

原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の直系卑属（子または孫など）に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度

#### 《現行制度の概要》

##### 相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

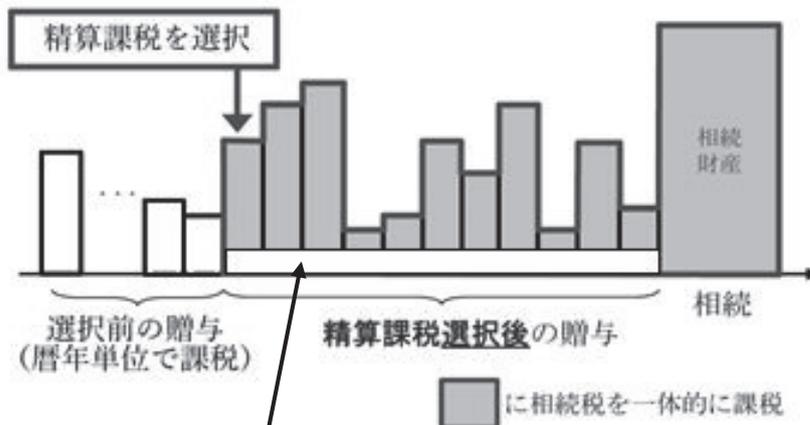
■に相続税を一体的に課税

#### 【見直しの内容】

##### (1) 相続時精算課税における基礎控除の創設

その年の贈与税については、課税価格から基礎控除110万円を控除できる。

相続時精算課税選択後も、毎年110万円以下の贈与については贈与税申告が不要。



※毎年110万円までは課税されない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

##### (2) 災害により被害を受けた場合の再計算の導入

相続時精算課税の適用を受けた贈与財産が一定の土地又は建物である場合において、それが災害により一定の被害を受けた場合には、相続税額の計算においてその土地又は建物の評価額を再計算できる。

##### (3) 適用

(1) は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。

(2) は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用。

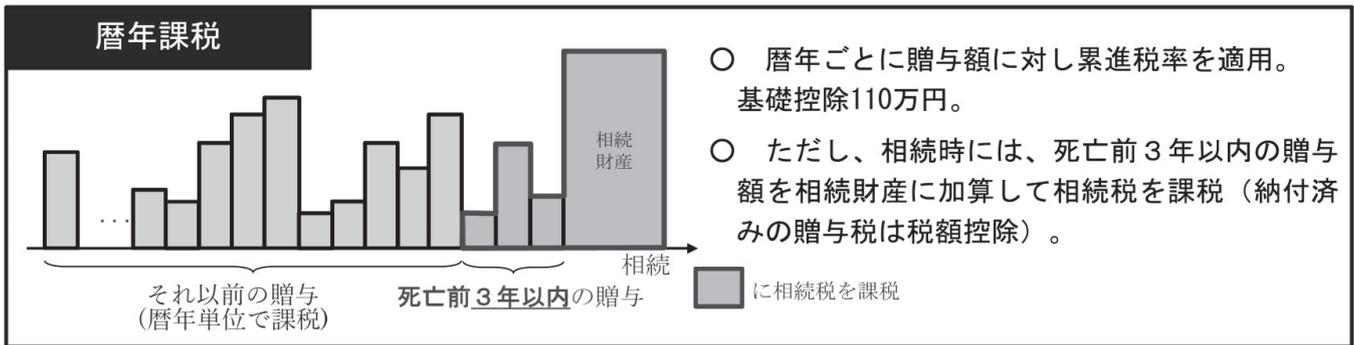
## 2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

### 【贈与財産の加算と税額控除（暦年課税）】

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算する。

その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除される。

### 《現行制度の概要》



### 【見直しの内容】

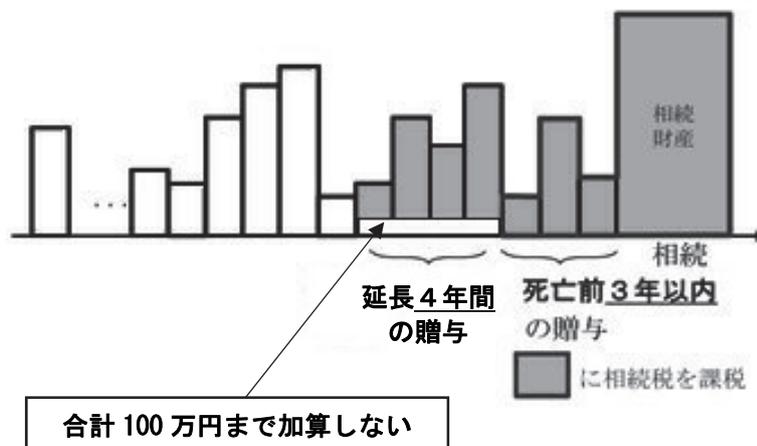
相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算する。

#### （1）持ち戻し加算期間の延長

相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を3年から7年に延長。

#### （2）相続財産に加算しない金額の創設

延長した4年間（相続開始前3年超7年以内）に受けた贈与については、過去に受けた贈与の記録・管理の事務負担を軽減する観点から合計100万円まで相続財産に加算しない。



#### （3）適用

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用。

## 《ポイント》

- 相続開始日が令和9年1月1日以後、加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以後となる。令和8年12月31日以前に相続開始の場合には加算期間は3年であり、改正の影響を受けない。

相続開始日	加算期間
令和8年12月31日まで	3年
令和9年1月1日～ 令和12年12月31日まで	3年超 7年未満 ※令和6年1月1日以後相続開始日までの贈与
令和13年1月1日から	7年

- 加算期間の延長により、これまで以上に早期の資産の移転、及び贈与を受けた記録の管理が重要となる。

### 暦年課税と相続時精算課税の比較（現行制度による）

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	親、祖父母
受贈者	制限なし	子、孫
贈与者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 60歳以上
受贈者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 18歳以上
控除額	年間110万円の基礎控除額	累計で2,500万円の特別控除額
控除額を超えた場合の 贈与税額	超過累進税率（10～55%）	一律20%
贈与税の申告	110万円を超えたら申告	金額に関わらず、 贈与税申告書を提出
相続時の財産に加算	相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産	制度適用後の贈与財産
贈与財産の加算額	贈与時の評価額（相続税評価額）	贈与時の評価額（相続税評価額）
相続税<贈与税の場合	差額分は還付されない	差額分は還付される
贈与財産からの債務控除	不可	可
物納	可	不可
その他		一度選択すると暦年課税には 戻れない

### 3. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

#### (1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

節税利用目的の是正措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。

現 行	改正案
受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外	受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外。ただし贈与者の死亡に係る相続税の課税価格が5億円を超えるときは、当該残額が課税対象となる。
イ 23歳未満である場合 ロ 学校等に在学している場合 ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合	

- ② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

現 行	改正案
贈与税の計算上、受贈者の年齢が18歳以上の場合は特例税率、18歳未満の場合は一般税率を使用	贈与税の計算上、受贈者の年齢にかかわらず一般税率を使用

- ③ 対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

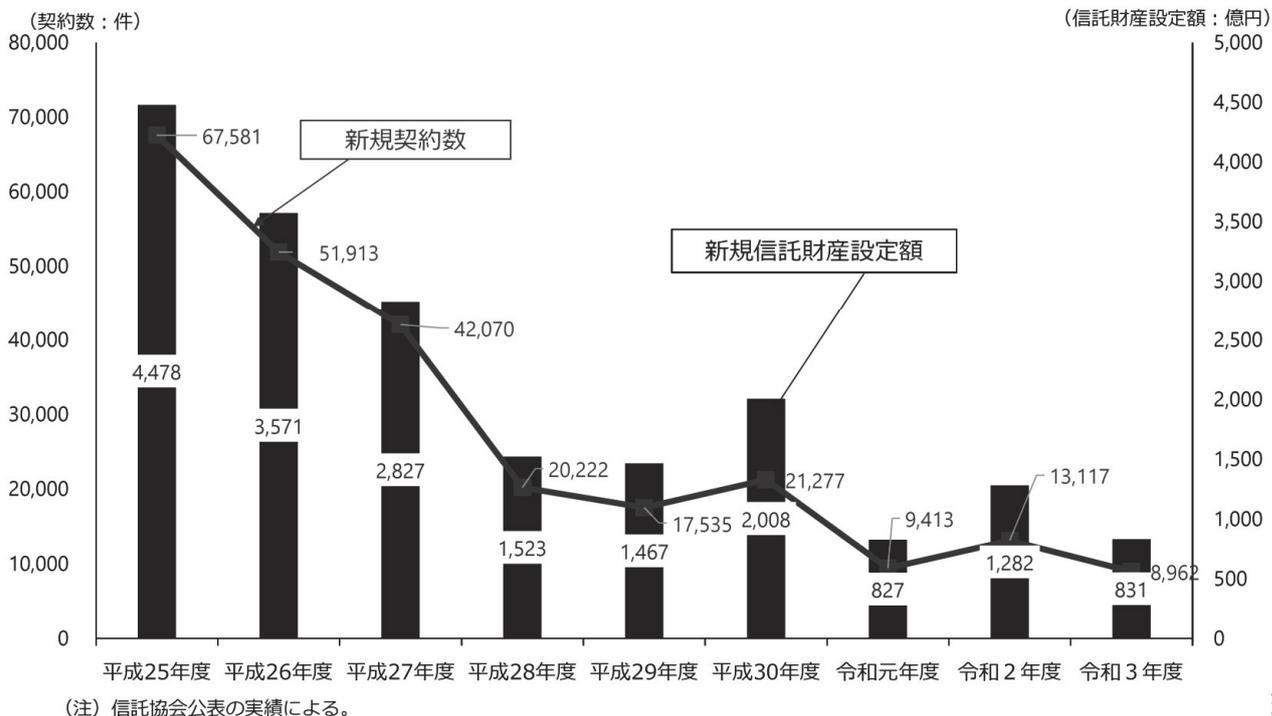
#### (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

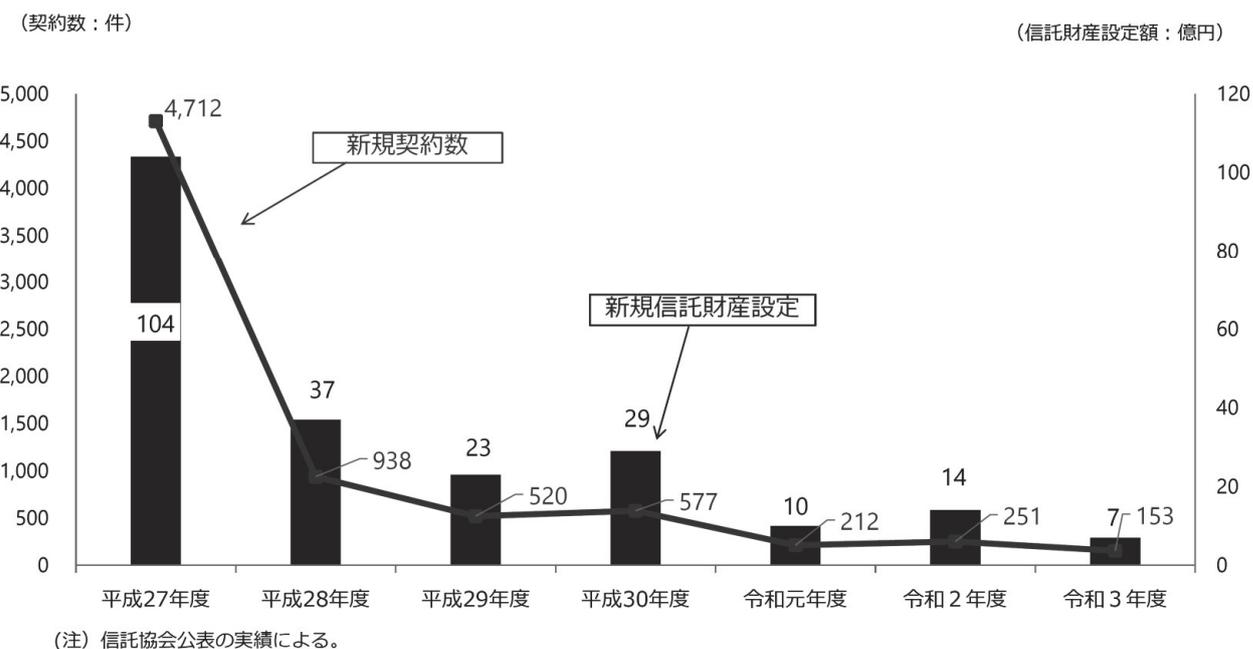
## ●教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ252,090件、1.88兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で8,962件、831億円（R4.3時点）



## ●結構・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ7,363件、224億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で153件、7億円（R4.3時点）



(出典：財務省税制改正説明資料より)

#### 4. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長・緩和

持分なし医療法人への移行を引き続き促進するため、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等（相続人の相続税の納税猶予、出資者間の贈与税の納税猶予、医療法人へのみなし贈与）の特例措置について、医療法の改正を前提に、認定期限を現行の令和5年9月30日から令和8年12月31日まで3年3か月延長する。

また、更なる移行促進のため、移行計画の認定日から3年以内の移行期限を認定日から5年以内に緩和する。

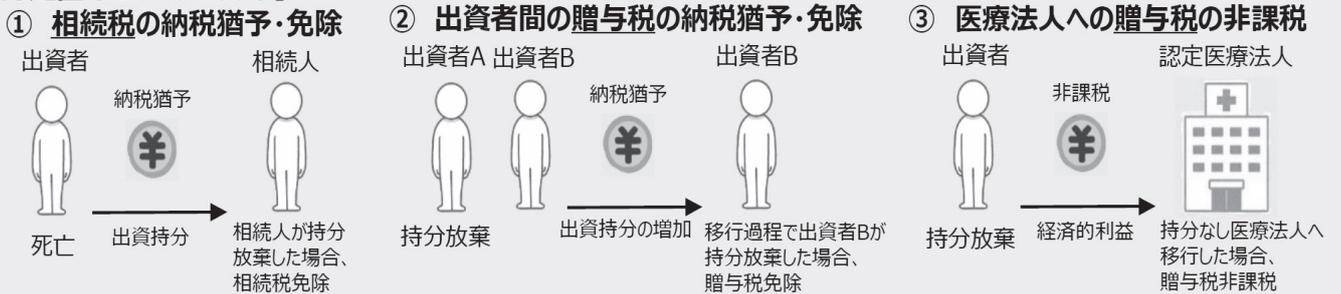
##### 【制度の内容】

平成26年度の医療法改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置が導入された。更に、平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入された。（大臣認定の後、3年以内に移行）

- ・ 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、当該措置を令和8年12月末まで延長する。
- ・ また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、移行期限を5年以内に緩和する。



##### 【認定医療法人のメリット】



## ■防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

### ①法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

### ②所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取り組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取り組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

### ③たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

財務省「令和5年度税制改正の大綱の概要」（令和4年12月23日閣議決定）より

## ■税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等

財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者が税務相談を行った場合（税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士又は税理士法人でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。

上記の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とする。

（注）上記の改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 2. 生命保険料の贈与について

### 『生命保険料の負担者の判定について』（昭和 58 年 9 月 14 日・国税庁事務連絡）

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法 3①一、三、五）。  
（注）生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。
2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。  
このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者及び受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるといった事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

### 【裁決事例】否認事例

#### ○平 19. 6. 12 広裁（諸）（平成 16 年分相続税）

請求人は、①本件保険契約の契約者が請求人らであること、②請求人らは本件保険契約を本件相続の 10 年以上前から認識していたこと、③請求人らが本件保険契約に係る保険金を一時所得として所得税の申告をしていること、④被相続人が自己の所得税申告において本件保険契約に係る保険料について生命保険料控除の適用をしていないこと等から総合的に判断すると、被相続人は保険料相当額をその都度請求人らに贈与し、その金銭で請求人らが保険料を支払ったものであるから、本件保険金は相続税法第 3 条に規定する相続財産にならない旨主張する。

しかしながら、請求人らが本件相続開始まで本件保険契約に係る保険料の額等を承知しておらず、その支払いの手続を行ったこともなく、保険料相当額の金員について贈与税の申告を一度も行っていないこと等から判断すると、被相続人から請求人らに対して本件保険料相当額の金員の贈与があったとは認められず、本件保険料は被相続人がそのすべてを負担したものと認められることから、本件保険金は相続税法第 3 条の規定により相続税の課税財産となる。

#### ●平成 16 年に父親が死亡、相続人は母親と長男、次男

長男、次男を契約者とする終身保険が 6 件

死亡保険金および生命保険契約の権利が相続税の課税対象に

- ・ 昭和 57 年契約の終身保険 2 件……年払保険料 各 61 万円
- ・ 平成 3 年契約の終身保険 4 件……年払保険料 4 件合計で 423 万円

大蔵財務協会発行 国税速報（令和 2 年 9 月 21 日 第 6625 号）《税理士 平岡 良》より抜粋

国税庁は、生命保険会社から「生命保険料の負担者の判定について」の照会を受け、その回答内容について、昭和 58 年 9 月 14 日付で事務連絡を各国税局に対して行うとともに生命保険協会へも連絡しています。生命保険協会では、その連絡を受けて、昭和 58 年 10 月 6 日付で各保険会社に通知しています。さらに、国税庁はこの事務連絡に係る補足説明を昭和 58 年 11 月 29 日付で要旨次のとおり各国税局に事務連絡しています。

#### 「生命保険料の負担者の判定について」（事務連絡）の補足説明

**(1) 子供等は、生命保険契約及び贈与契約を締結することができるか。**

未成年者の法律行為は、親権者又は後見人が同意を与えることで有効であり、また、単に負担のない贈与、債務免除を受けることは同意も必要としない。したがって、父子間の贈与は、受贈者が 0 歳児であっても有効に成立し、また 0 歳児を契約者とする生命保険契約も同様に有効に成立するが、要は 0 歳児が実際に現金の贈与を受け、その現金で保険料を支払ったことを確認できるものが必要であるということである。

**(2) 保険事故発生の際において、子供等（納税者）が未成年者である場合、保険料の支払事実等の主張は誰が行うことになるのか。**

課税時期において、納税者が未成年者であるときは、親権者又は後見人が代理することになる。

**(3) 毎年の贈与契約書等があれば、それに基づいて保険料の負担者を判断することになるのか。**

贈与契約書等列挙されているものは、贈与事実があったことの足跡として残されるものであり、これが事実に基づかず仮装されたものであるときは当然に贈与事実の認定資料として採用することはできない。

**(4) 毎年の贈与金額が贈与税の基礎控除額以下の場合、贈与税の申告書の提出は必要か。**

贈与税の申告書は、原則として贈与税が算出される者に限り提出義務があり、贈与を受けた財産の価額が基礎控除額以下のものは提出を要しない。

**(5) 父親が子供等に現金を贈与し、子供が保険料の支払を行っている場合、所得税の生命保険料控除の扱いはどのようになるか。**

生命保険料控除の適用を受けられる者は、契約者名義人でなく、あくまで保険料を実際に支払った者となる（所法 76 条）。

**(6) 保険料の支払を預金口座からの自動引落しとした場合の保険料の負担者は預金名義人となるのか。**

生命保険料の支払を預金口座からの自動引落しとしている場合、預金口座名義人以外の者が当該保険料以外の入出金等を行っている事実があるときは、実質入出金を行っている者が保険料の負担者となる。

**(7) 生命保険契約の締結の際「生命保険契約申込書」等に、例えば「保険料は父親が責任をもって支払う」又は「保険料の支払が滞った場合は、父親が責任をもって支払う」旨の記載がある場合の保険料負担者は誰か。**

「生命保険契約申込書」等にそのような記載があるかどうかにかかわらず、保険料の負担者は、保険料の実際の支払を父親が行ったものであるか、子供が贈与を受けた現金により行ったものであるかにより判定する。

(8) 例えば、父親と子供との間で「毎年〇〇万円を〇〇年間贈与する」旨の贈与契約が取り交わされている場合の贈与税の課税及び保険料の負担者は誰か。

「毎年〇〇万円を〇〇年間贈与する」旨の契約がある場合は、いわゆる「定期金給付契約」となるので、定期金の贈与として贈与税が課税される。また、この定期金給付契約に基づいて子供が給付を受けた現金を保険料の支払に充てた場合には、子供が保険料の負担者となる。

なお、定期金給付が契約締結されている場合でも、父親が直接保険料を支払っているときは、父親が保険料の負担者となる。

(9) 定期金給付契約とみなされる贈与契約を取り交わさずに毎年父親が子供に現金を贈与し、子供が保険料を支払っている場合の保険料の負担者は誰か。

子供が父親から現金贈与を受けたものとして毎年子供に贈与税が課税され、また、子供が保険料の負担者となる。

(10) 保険料の支払が父親の給与から天引して支払われている場合の保険料の負担者は誰か。

保険料の負担者は当然父親となる。

(11) 父親が保険契約者である子供の保険料支払債務を引き受けた場合の保険料の負担者は誰か。

子供が保険契約上負っている保険料支払債務を父親が引き受けて直接保険会社に保険料を支払うものは、相続税法が予定している保険料の負担者の概念の典型的なものであり、この場合の保険料の負担者は当然父親となる。

## 生命保険契約に関する権利

### 【 相続税法第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合） 】

#### 相法3①三（生命保険契約に関する権利）

相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。）で、被相続人が保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

【契約例1】 保険料負担者＝父、契約者＝被保険者＝子、保険金受取人＝子の妻

父が亡くなると、契約者である子供がこの生命保険契約の権利を父から相続により取得したものとみなされる。〈みなし相続財産〉

ところで、次の契約形態の場合だったらどうなるのか？

【契約例2】 保険料負担者＝契約者＝父、被保険者＝子、保険金受取人＝父

この生命保険契約に関する権利は、被相続人である父の「**本来の相続財産**」となり、相続人またはその他の者が相続または遺贈により取得することになる。（相基通3-36(1)）

#### ●財産評価基本通達214（生命保険契約に関する権利の評価）

相続開始の時に、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時に、当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

（注）1 本項の「生命保険契約」とは、相続税法第3条（（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合））

第1項第1号に規定する生命保険契約をいい、当該生命保険契約には一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約は含まれないのであるから留意する。

2 被相続人が生命保険契約の契約者である場合において、当該生命保険契約の契約者に対する貸付金若しくは保険料の振替貸付に係る貸付金又は未払込保険料の額（いずれもその元利合計金額とする。）があるときは、当該契約者貸付金等の額について相続税法第13条（（債務控除））の適用があるのであるから留意する。

#### ●相続税法基本通達3-35（契約者が取得したものとみなされた生命保険契約に関する権利）

法第3条第1項第3号の規定により、保険契約者が相続又は遺贈によって取得したものとみなされた部分の生命保険契約に関する権利は、そのみなされた時以後は当該契約者が自ら保険料を負担したものと同等に取り扱うものとする。

**【裁決事例】 保険料の負担者は誰か？ 相続税調査で生命保険契約の申告漏れを指摘**

家族名義預金の一部は相続財産に当たらないと判断した事例（平 28.11.8 関裁（諸）平 28-16）

3 相続税の課税財産の認定／9 生命保険金等／1 生命保険金等（一部取消し）

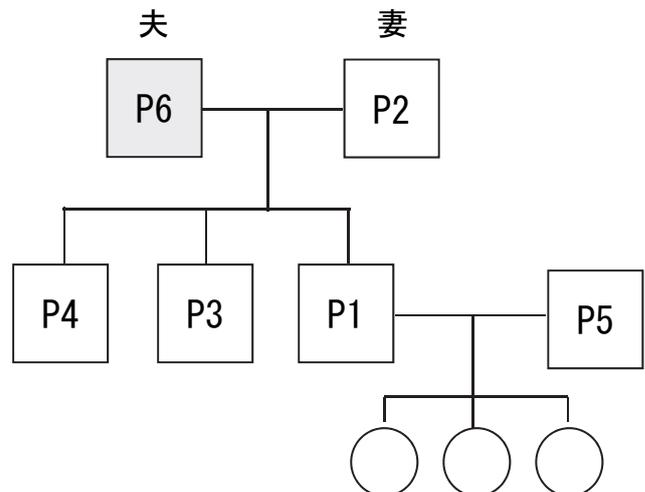
○ 請求人らは、原処分庁が相続税法第3条《相続又は遺贈により取得したとみなす場合》第1項第3号の規定により相続財産とみなされるとした、請求人らを契約者とする各生命保険契約等（本件各生命保険契約等）に関する権利について、本件各生命保険契約等に係る保険料（本件各保険料）は被相続人から贈与された資金等で支払ったものであり、本件各生命保険契約等に関する権利は相続財産とみなされる財産に該当しない旨主張する。しかしながら、①本件各保険料の一部については、その原資が被相続人口座からの口座振替あるいは本件相続に係る相続財産として申告されている被相続人の配偶者名義の預金から引き出された金員であると認められること、②請求人らに対する贈与の事実を裏付けるような事実は証拠資料からもうかがうことができないこと、③請求人らは、本件各保険料が被相続人の負担によるものであったこと自体自認していることなどから、本件各保険料は、いずれも被相続人が負担したものと認められる。さらに、原処分庁所属の調査担当職員の調査において、請求人らは被相続人からの贈与はなかった旨申述していたことを併せ考慮すると、本件各保険料の支払に当たり保険料相当額の贈与を受けたとする請求人らの主張には理由がない。したがって、本件各保険料は被相続人が負担したものと認められ、本件各生命保険契約等に関する権利は同号の規定により相続財産とみなされる財産に該当する。

○ 原処分庁は、請求人が契約者である本件保険の保険料（本件保険料）の全部を被相続人が負担していると認められるから、本件保険に関する権利の全てが相続税法第3条《相続又は遺贈により取得したとみなす場合》第1項第3号の規定により相続財産とみなされる財産に該当する旨主張する。しかしながら、被相続人が本件保険料の全部を負担したとする証拠はなく、その一部については請求人が負担していると認められるから、本件保険に関する権利のうち請求人が保険料を負担したとする部分については、相続財産とみなされる財産には該当しない。

- ・ P 6 平成 24 年 死亡
- ・ 平成 26 年 8 月 税務調査
- ・ 平成 27 年 6 月 更正処分
- ・ 平成 27 年 8 月 異議申立て（棄却）
- ・ 平成 27 年 10 月 審査請求

《生命保険および共済契約》

P 1 名義	17 件	} 計 31 件
P 2 名義	4 件	
P 3 名義	9 件	
P 5 名義	1 件	



●銀行口座からの現金引き出しと関係性をチェック！

## 生命保険は相続に強い！

相続対策に生命保険は欠かせないといわれます。

なぜ、生命保険の利用が相続対策上、有利なのでしょう？

それは、生命保険自身の持つ商品特性が相続対策に有効なのです。

### 特性① 相続発生時に、現金が手にできる

いつ、相続が生じて、必要とする相続対策（相続税納付・円満な財産分け資金）が即座に現金で支払われます。

### 特性② 分割が自由にできる

受取人と受取金額を指定することで、相続のバランスをとることができ、財産の細分化が防止できます。また、法定相続人以外の人にも、確実に財産の配分ができます。

### 特性③ 不確実なことに確実に備えることができる

「貯金は三角、保険は四角」と言われるように、加入した時から、満額の保障が得られます。いつ起きるか分からない相続に、確実に備えられ、加入したその日から安心が手に入ります。

### 特性④ 税法上の優遇措置がある

保険金の非課税限度「500万円×法定相続人の数」があります。銀行預金や有価証券などには、この特典はありません。

### 特性⑤ 生命保険金は「受取人固有の財産」である

生命保険金は、相続を放棄しても受け取ることができます。

## 《参考》遺留分とは

### ●遺留分とは

遺産のうち、相続人のために残しておかなければならない一定の割合である。

「自己の全財産は、〇〇に遺贈する」という遺言が残された場合、相続人は……

### ●遺留分の割合はどのくらいか？（民法 1042）

兄弟姉妹以外の相続人について、

- ① 直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1
- ② そのほかの場合には、財産の2分の1

※兄弟姉妹については、遺留分はない。

相続人	遺留分	各人の遺留分
子と配偶者	1/2	子 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ （子が複数あるときは頭割り）
		配偶者 $1/2 \times 1/2 = 1/4$
配偶者だけ	1/2	1/2
子だけ	1/2	1/2（子が複数あるときは頭割り）
配偶者と直系尊属	1/2	配偶者 $1/2 \times 2/3 = 1/3$
		直系尊属 $1/2 \times 1/3 = 1/6$ （直系尊属が複数いるときは頭割り）
直系尊属だけ	1/3	1/3（直系尊属が複数いるときは頭割り）
配偶者と兄弟姉妹	1/2	配偶者 1/2
		兄弟姉妹 なし
兄弟姉妹	なし	なし

### ●遺留分の基礎となる財産価額の求め方（民法 1043）

$$\boxed{\text{遺留分算定の基礎となる財産価額}} = \boxed{\text{被相続人の死亡時の財産価額}} + \boxed{\text{贈与した財産価額}} - \boxed{\text{債務の額}}$$

《贈与財産の価額に含まれるもの》（民法 1044）

- ① 被相続人の死亡前10年以内に、相続人の婚姻、養子縁組のため、あるいは生計の資本として贈与した額
- ② 被相続人の死亡前1年以内に贈与した額
- ③ 被相続人の死亡の1年以上前にした贈与のうち、遺留分権利者に損害を与えることを承知して行った贈与の額



※遺留分算定基礎財産に算入される財産の価額は、生前贈与財産を含め、すべて相続開始時を基準として評価された価額。

### 3. 死亡保険金と特別受益、遺留分の関係

- 契約者・被保険者＝夫
- 死亡保険金受取人＝妻や子

遺留分の算定基礎財産には含まれない！

【原則】

特別受益の対象とはならない！

ただし、特段の事情が存する場合には…



特別受益に準じて持ち戻しの対象になる！

遺留分の算定基礎財産に含まれる？

死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持ち戻しの対象となると解するのが相当である。

上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

(生命保険金と特別受益 (平成 16 年 10 月 29 日・最高裁第二小法廷決定))

- A (父) : 平成 2 年 1 月 2 日死亡、B (母) : 同年 10 月 29 日死亡  
兄弟 4 人が争う。同居の Y に対し、兄弟である X 1 ~ X 3 が訴える。  
Y は、A と B のために自宅を増築し、A と B が死亡するまでそこで住ませ、痴呆状態になっていた A の介護を B が行うのを手伝った。X 1 ~ X 3 は、A 及び B とは同居していない。
  - ・ 遺産分割対象の遺産 (土地) : 評価額 1, 1 4 9 万円
  - ・ 上記以外の遺産については、平成 10 年 11 月 30 日までに下記の遺産分割協議および調停が成立
    - Y : 約 1, 3 8 7 万円      X 1 : 約 1, 1 9 9 万円
    - X 2 : 約 1, 2 2 1 万円      X 3 : 約 1, 4 4 1 万円
- その他の生命保険金等
  - ア. 契約者・被保険者＝B、死亡保険金受取人＝Y の養老保険 (平成 2 年 3 月 1 日契約)  
死亡保険金 : 約 5 0 0 万円
  - イ. 契約者・被保険者＝B、死亡保険金受取人＝Y の養老保険 (昭和 39 年 10 月 31 日契約)  
死亡保険金 : 約 7 4 万円
  - ウ. 契約者＝A、被共済者＝B、共済金受取人＝A の養老生命共済 (昭和 51 年 7 月 5 日契約)  
死亡共済金等 : 約 2 1 9 万円

## ●特別受益とは

### 民法903条（特別受益者の相続分）

共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

## ●平成14年11月15日最高裁判決

相続人以外の者の死亡保険金請求権変更が遺留分算定の基礎財産に含まれることを否定した。事案の当事者は、相続人である被相続人の妻子と、推定相続人ではあるが、順位により相続人とならなかった被相続人の父であり、判旨は「民法1031条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできないと解するのが相当」として、被相続人の父への保険金受取人の変更が遺留分減殺の対象となることを否定した。

理由については、死亡保険金請求権の固有権性（最判昭和40年2月2日）に加え、「死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできない」としている。

## ■遺留分減殺請求においても平成16年最高裁決定の法理が妥当するのか

（生命保険文化センター「保険事例研究会レポート」第342号より一部抜粋）

生命保険金（請求権）が民法903条1項の特別受益に準じ持戻しの対象となるとしても、民法1044条（改正前、代襲相続及び相続分の規定の準用）の準用までもが認められ、遺留分減殺の際の基礎財産に算入され、また遺留分減殺請求の対象となることとなるのかについては、平成16年最決の射程が及ぶものではないと考えられている。

相続分における特別受益の制度と遺留分制度はその制度趣旨を異にする。

相続分の規定を遺留分制度に準用する規定があるため、理論的に民法903条1項において特別受益と認められるものについては、何らの説明を要さず遺留分制度にも準用できると考えられよう。

しかしながら、平成16年最決はあくまでも理論上は原則として死亡保険金は特別受益にはあたらないと判断しているのであるから、妥当性に配慮した例外までも遺留分制度に準用して死亡保険金を遺留分算定の際の基礎財産に算入することは、何らの説明も要さない当然の帰結だとはいえない。そのため、平成16年最決の枠組みを遺留分減殺請求事件である事件に適用するには、そのための理由付け（例えば、平成16年最決のいうような特段の事情があると認められるような場合には、共同相続人間の不公平さが著しいため、生命保険金を持ち戻さないことは相続人保護のために相続人に一定の割合の財産を留保するという遺留分制度の趣旨にも反する等）が必要ではなかったのかと考える。

《参考》生命保険金の特別受益性に関する裁判例

時期	裁判所	遺産総額	保険金	比率	生命保険金の特別受益性
S36.12.21	新潟家裁		7		肯定
S48.10.3	広島高裁岡山支部				否定
S51.11.25	大阪家裁				肯定
S53.9.26	大阪家裁				原則肯定 特段事情否定
S55.2.12	東京家裁				一般的に否定
S55.9.10	東京高裁				一般的に否定
S55.9.16	福島家裁	3,839	特別受益額 2,236		肯定
H2.12.25	宇都宮家裁栃木支部				肯定
H14.11.6	長野家裁				肯定
H10.6.29	東京高裁				否定
H11.3.5	高松高裁				否定 持ち戻し免除の意思表示肯定
H11.4.30	神戸家裁		330		原則肯定・個別否定
H15.8.8	神戸家裁伊丹支部		793		肯定
H16.5.10	大阪高裁				否定
H16.10.29	最高裁第二小法廷	5,247	792	15.1%	原則否定 特段の事情考慮要素を示し
H17.10.27	東京高裁	100,134	100,129	100.0%	特段の事情肯定
H18.3.27	名古屋高裁	8,423	5,154	61.2%	特段の事情肯定
H18.3.22	大阪家裁	6,963	428	6.1%	特段の事情否定
H31. 2. 7	東京地裁	11,015	5,000	45.4%	特段の事情肯定
R4. 2. 25	広島高裁	459	2,100	457.5%	特段の事情否定

## 共同相続人の1人を受取人とする死亡保険金の特別受益に準じた持ち戻しに関する事例

広島高裁 令和4年2月25日決定、令4（ラ）3号、抗告棄却（確定）

原審：広島家裁 令和3年12月17日審判、令3（家）893号

### ●事案の概要

夫（被相続人）を契約者・被保険者とし、妻を死亡保険金受取人とする定期保険特約付終身保険及びがん保険に係る死亡保険金請求権について、民法903条の類推適用により特別受益に準じて持ち戻すべきか否かを争った事案。

### ●生命保険契約の内容

契約1 定期付終身保険	契約日	平成2年8月1日	契約時の死亡保険金額は3,000万円で受取人は父。婚姻後、保険金額を2,000万円に減額し、受取人を妻に変更
	死亡保険金額	2,000万円	
	月払保険料	12,000円	
契約2 がん保険	契約日	平成13年1月19日	
	死亡保険金額	100万円	
	月払保険料	2,000円	

### ●法定相続人

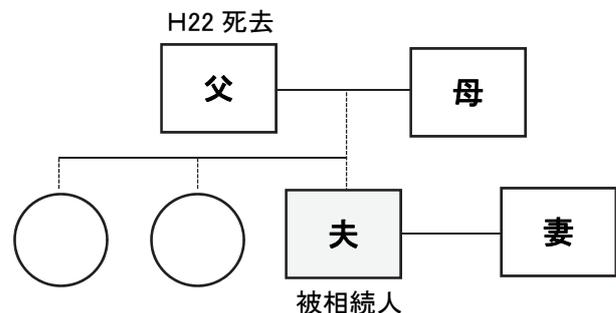
妻と夫の母の2人。法定相続分は、妻が3分の2、母が3分の1。

### ●その他の事実

平成28年に夫が死亡。

①相続開始時の遺産総額は約772万円（一部はその使途について争いあり）、②遺産目録記載の遺産総額は約459万円。

妻は、昭和の終わりごろから被相続人と同居し一緒に暮らすようになり、平成9年に婚姻した。同居開始後、被相続人が死亡するまでの間、専業主婦であり、専ら被相続人の収入により生計を維持していた。



### ●判旨

同居期間並びに被相続人と相手方（妻）の生計の状況などによれば、本件死亡保険金は、被相続人の死後、妻である相手方の生活を保障する趣旨のものであり、このことに加えて、本件死亡保険金の額が夫婦間の一般的な生命保険金額と比べてさほど高額なものとはいえないことや、抗告人（母）と被相続人との関係などの事情を踏まえると、相手方と抗告人との間に不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存するとは認められないとして、特別受益に準じた持ち戻しを否定した。

## 高額一時払保険契約の反公序良俗、遺留分に関する裁判例

(東京高裁、令3・2・4、令和2年(ネ)第2893号、原審：東京地裁、令2・6・22、平成30年(ワ)第22855号)

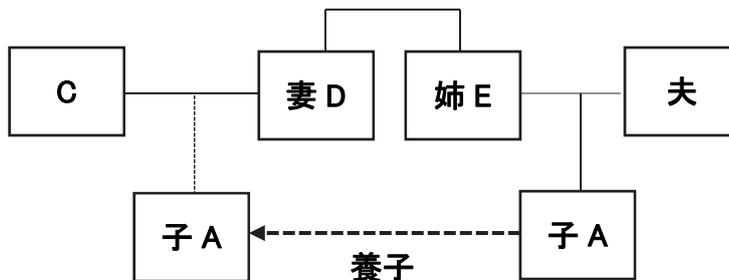
### ●事案の概要

養親C(父親)が契約者・被保険者となり契約した死亡保険金の支払いに関し、唯一の相続人である子Aが生命保険契約は公序良俗に反し無効であるとして、生命保険会社に対して不当利得返還請求権に基づき、既払いの保険料合計約6億5,000万円と遅延損害金の支払いを求めた事案。

### ●生命保険契約の内容

契約1	契約日	平成26年2月18日
	保険金額	1億5,000万円
	払込保険料	1億3,725万円
契約2	契約日	平成26年11月20日
	保険金額	4億6,000万円
	払込保険料	4億2,091万円
契約3	契約日	平成27年12月1日
	保険金額	1億1,000万円
	払込保険料	9,448万円

契約時の死亡保険金受取人はH(異母姉の子)、G、F(いずれもいとこの子)であったが、平成28年8月19日にJ、K(いずれも実弟の子)を追加。



- 平成22年12月 妻Dの姉Eの子Aを養子に
- 平成25年2月 妻Dが死亡
- 平成29年10月 Cが死亡

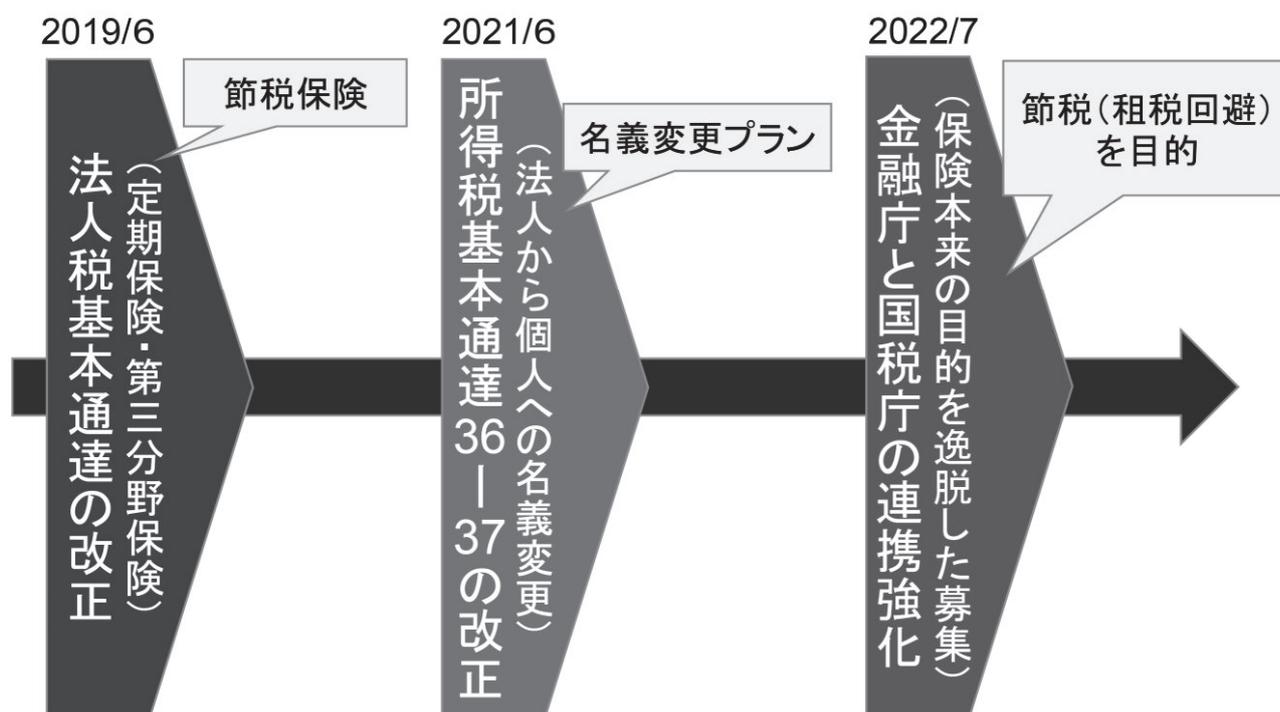
唯一の相続人である養子Aは、約4,000万円の不動産、約700万円の預貯金等を相続した。

生命保険会社は、契約1、2による死亡保険金を平成29年12月に、契約3による死亡保険金を平成30年4月にそれぞれ受取人に5分割で支払った。

#### 4. 法人契約の生命保険をめぐる動き

### ■ルール(法令)ベースからプリンシプル(原則)ベースへ

## 法人契約の生命保険の税務をめぐる動き



### 節税（租税回避）を主たる目的として販売される保険商品への対応における 国税庁との更なる連携強化について（2022.7.14 金融庁）

#### 【背景】

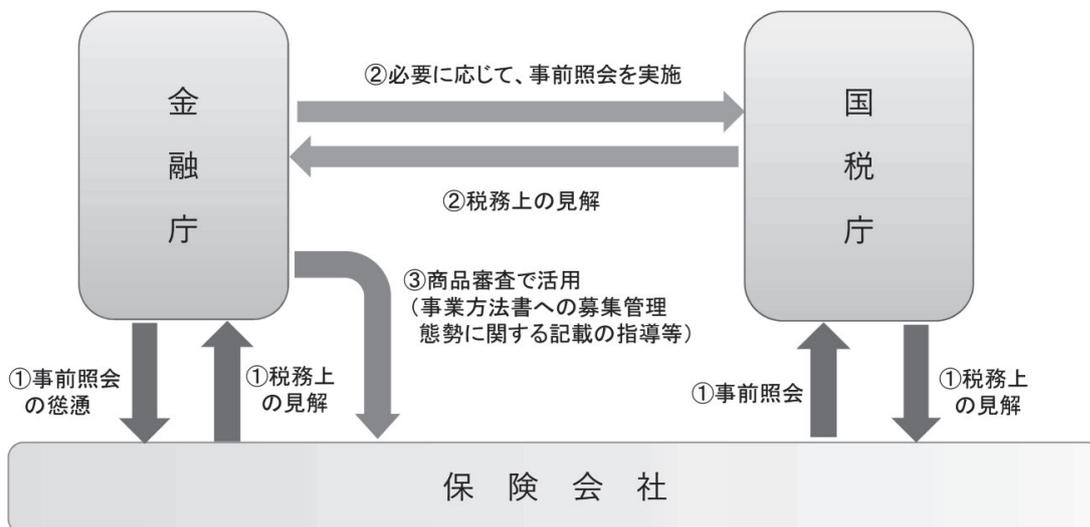
「節税（租税回避）を主たる目的として販売される保険商品」について、2019年の国税庁による法人税基本通達改正の周知、いわゆるバレンタインショック以降、当庁からも累次にわたり注意喚起を行い、監督指針の改正等を実施してきたところであるが、依然として、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動が確認されており、保険契約者保護の観点で問題が生じている。

#### 【目的】

当庁においては、今後発生しうる保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動への対応として、国税庁との連携を更に強化し、商品審査段階及びモニタリング段階での取組を通じて、より一層の保険契約者保護を図ることとする。

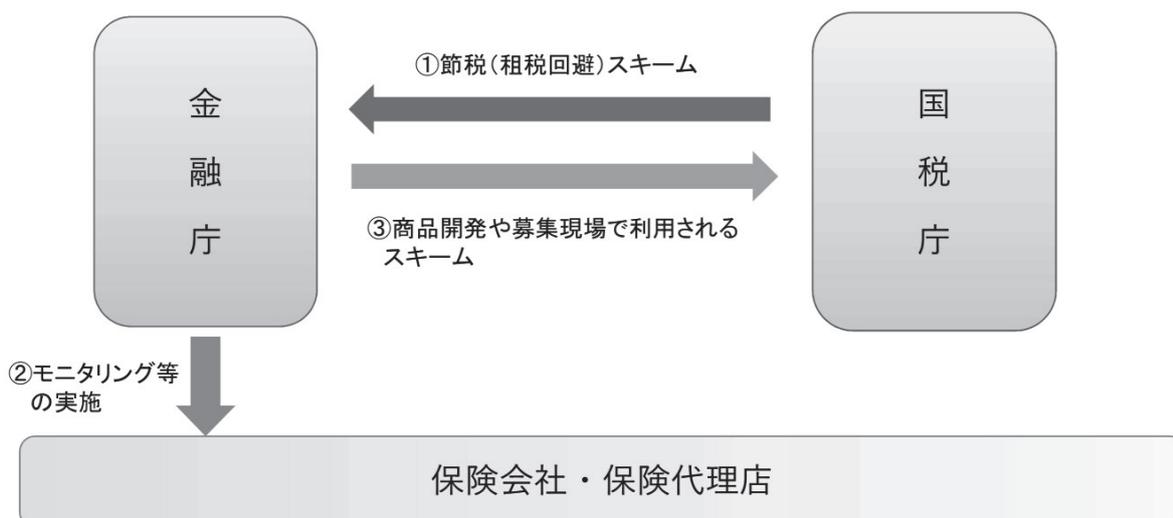
### 《商品審査段階》

- ① 金融庁から保険会社に対して、国税庁への税務に関する事前照会を依頼
- ② 保険会社から同意を得た上で、必要に応じて、金融庁からも国税庁に事前照会を実施
- ③ 金融庁において、事前照会の結果を商品審査で参考情報として活用（事業方法書への募集管理態勢に関する記載の指導等）



### 《モニタリング段階》

- ① 両庁の定期的な意見交換の場等を通じて、国税庁から金融庁に対して、保険商品に関する節税（租税回避）スキームの情報提供
- ② 金融庁において、国税庁からの情報や独自に把握した情報を活用し、保険会社・保険代理店における募集管理態勢の整備状況や販売実態等のモニタリング等を実施
- ③ 金融庁から国税庁に対して、商品開発や募集現場で利用されるスキームの情報提供



●金融庁と生保協会との意見交換会（2022/7/15）において提起された主な論点

4. 節税保険への対応について

- 実態把握の結果、把握した課題
  - ① 保険会社や代理店の募集人等が、節税を主たる目的とした募集を行うために、独自の募集補助資料や研修資料を作成・使用しようとした場合に、早期に検知して対処するための態勢の不備。この点、例えば、コンプライアンス部等が、節税目的で用いられる可能性のあるリスクのある商品を事前に特定したうえで、当該商品に関する募集補助資料等を重点的にチェックする、当該商品の販売動向を注意深く確認するなどの対応が考えられる。
  - ② 営業を優先し、コンプライアンスを軽視する企業文化が社内で醸成されないよう、経営陣から職員へ継続的にメッセージを発信する、研修を実施するといった取組みが不十分。
- また、法人向け保険に限らず、保険本来の趣旨を逸脱し節税や租税回避を主たる目的とした商品開発や募集活動が行われることを防ぐため、国税庁との間で相互に知見や情報の交換を行う連携スキームを構築し、7月14日にプレスリリースを実施した。なお、足元では、一部報道において、変額保険や払済保険等を利用した節税効果を強調した募集活動について多く取り上げられており、金融庁としてもこうした動きを注視し、国税庁との連携スキームも活用しながら実態把握を進めている。
- このような問題の再発を防止するためには、各社において、今一度、商品開発態勢や募集管理態勢の見直しを行うことが重要である。見直しに当たっては、形式的な態勢整備にとどまるのではなく、適切な企業文化が営業現場の隅々にまで至ることが重要である。

●金融庁監督局保険課 令和4年7月「保険商品審査事例集」より

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、指針IV-1-11（法人等向け保険商品の設計上の留意点）

《法人向け定期保険等の保険本来の目的を逸脱した募集を防止する態勢整備》

法人が保険契約者となる保険契約を募集する際、財テクなどを主たる目的とした契約や、当初から短期の中途解約を前提とした契約など、保険本来の趣旨を逸脱する募集活動が行われないう、商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置を講じる旨を事業方法書に規定した。

（コメント）保険会社として、保険本来の趣旨に沿った商品提供や募集活動を行うことは言うまでもないことではあるが、それを基本理念として明記することは適当な対応であると認められる。

また、金融庁としては、今後、主に法人が保険契約者となる保険商品の審査にあたって、国税庁と連携を強化していく方針である。具体的には、商品特性等に応じて、保険会社に対して税務上の問題点等の有無を事前に国税庁へ照会することを懇請するほか、当庁としても保険会社から同意を得た上で、必要に応じて国税庁に事前照会を実施し、その結果を商品審査の参考情報として活用することを想定している。

その参考情報も踏まえ、例えば、個人年金保険を活用した名義変更プランや、払済や失効等を活用した課税繰り延べなど、保険本来の趣旨を逸脱して販売されうる保険商品と判断される場合は、保険会社に対して当該商品にかかる具体的かつ実効的な募集管理態勢の整備（例：定期的なモニタリングの実施、代理店への指導強化等）について、事業方法書に規定するなどの対応を求めることを想定している。